

政策 1 - 3

1. 政策名

金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、適時・適切な早期是正措置の発動等を行なう。

(業績指標) 早期是正措置等の発動状況

(説明)

(1) 預金取扱金融機関

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に基づき、予め定めた是正措置命令を発動するものです。

これにより、

金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること

是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること

結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながるなどが期待されます。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子とし、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出されます。自己資本は、金融機関が抱える様々なリスクを吸収するための財務基盤であり、各金融機関が内外の金融市場において預金者や投資家からの信認を確保していく上で重要です。

(算出式) 自己資本比率 =
$$\frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）}}$$

さらに、早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められています。

す。

当初は第1から第3までの3区分ありましたが、平成10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4区分となっています。

また、平成10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースのいずれか低いほうの自己資本比率が基準を下回った場合に発動することになりました。

【資料1-3-1 早期是正措置の概要】

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

(2) 証券会社

証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があります。具体的には、資本金や準備金その他の自己資本から、固定資産その他の直ちに流動化できない資産を控除したものを分子とし、各種のリスク相当額の合計値を分母として算出されます。この自己資本規制は、有価証券等の売買を頻繁に行うという証券会社の業務の性質を踏まえ、証券取引における円滑かつ確実な決済等を確保するため、証券会社の業務に伴うリスクを総合的に把握し、保有有価証券等の価格変動リスクを始めとする各種のリスクが顕在化した際にも、それに伴う損失に十分耐えるだけの流動的な資産を保持させることを目的としています。

$$\text{(算出式) 自己資本規制比率} = \frac{\text{固定化されていない自己資本の額}}{\text{リスク相当額}}$$

【資料 1 - 3 - 2 自己資本規制比率】

自己資本規制比率	証券会社の対応	監督当局の対応
140%未満 ～ 120%以上	140%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書	
120%未満 ～ 100%以上	120%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書	公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。
100%未満	同上	公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から3月を経過した日における自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

(3) 保険会社

保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。これは、保険事業について、通常の前測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標です。具体的には、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクに関し、通常の前測を超えるリスクについて一定の仮定の下で算定した額を分母とし、基金(資本金)、価格変動準備金、危険準備金(生保)、異常危険準備金(損保)、一般貸倒引当金等のリスクに対応することが可能なバッファ(ソルベンシー・マージン)を分子として、その比率を求めるものです。

$$(\text{算出式}) \text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン(支払余力)総額}}{\frac{1}{2} \times (\text{通常の前測を超えるリスクの総額})}$$

【資料1 - 3 - 3 保険会社に係る早期是正措置制度の概要】

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ・保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ・配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ・新規契約の予定利率の変更 ・リスクの高い投資行動の抑制 ・事業費の抑制 ・一部の営業所又は事務所における業務の縮小 ・子会社等の株式又は持分の処分 ・その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

3. 現状分析及び外部要因

金融機関を取り巻く経済環境が依然として厳しい中で(【資料1 - 1 - 1 株式市況の動向】、【資料1 - 1 - 2 国内総支出等の推移】を参照)、預金者等の信頼を得るために、各金融機関は、中長期的な財務の健全性の確保に努めることが重要であり、収益性の改善に一層真剣に取り組むことが求められています。

具体的には、例えば、引き続き、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なるリストラの推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化等を通じた収益性の改善などに取り組んでいくことが求められています。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 年 7 月から平成 14 年 6 月末までに、預金取扱金融機関等に対し、早期是正措置等を以下のように発動しました。

銀行	:	2 件
信用金庫	:	4 件
労働金庫	:	0 件
信用組合	:	9 件
系統金融機関	:	1 件
証券会社	:	1 件
保険会社	:	0 件
合計	:	17 件

(2) 評価

是正措置の対象となった金融機関の多くは、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の是正措置を行い、健全性を回復しました。また、早期是正措置の枠組みの下で、発動対象となっていない金融機関についても、増資及びリストラなどにより健全化に向けた努力が促されています。

5 . 今後の課題

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に努める必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあることから、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けた対応を行ってまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、早期是正措置等に基づく是正命令の発動状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績

9 . 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課